

光市エコオフィスプラン

第2期 (2011.4~2016.3)



平成23年3月

光市環境部環境政策課

はじめに



私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や母なる川である島田川、幽玄な石城山に代表される、森・川・海の豊かな自然に恵まれた美しいまちです。私たちは、先人たちから引き継いだ、こうした自然や生態系が創り出す恵まれた自然環境の恩恵を受けながら、健康で文化的な生活を営み、豊かな自然と都市環境が調和したまちを築いてきました。

しかし、近年、人間活動に伴う温室効果ガスの増加により、地球温暖化が急速に進行しており、この状態がさらに進むと、砂漠の拡大や氷河の後退、海面の上昇、異常気象の多発など、生態系はもちろんのこと、感染症の増加など、私たち人類の暮らしにも多大な影響を与えることが懸念されています。

こうしたことから、本市では、全国に先駆けて「光市自然敬愛都市宣言」を行い、「光市環境基本条例」を制定するとともに、条例の理念を具現化するための「光市環境基本計画」を策定しました。この計画に基づき、年間の日照時間が全国的にトップクラスという地域の特性を活かした、小さなまちでもできる地球温暖化対策として、太陽光発電の普及を始め、様々な事業に取り組んでいます。

こうした中、光市役所では、一事業所として温室効果ガスの削減を図るため、平成18年3月に「光市エコオフィスプラン（第1期）」を策定し、平成22年度を目標年度として計画的な取り組みを実施してきました。これにより、平成21年度には、温室効果ガスの削減目標である6%をクリアし、現在も、さらなる削減に向けて鋭意努力しているところです。

そして、このたび策定した光市エコオフィスプラン（第2期）は、前期プランの趣旨を継承するとともに、環境への負荷の低減に向けて全職員が取り組むべき方向性を、ソフト・ハードの両面からさらに明確にしようとするもので、平成27年度を目標年度として、前期の成果も踏まえつつ、省エネルギーの推進や再生可能なエネルギーの導入に取り組むこととしています。

地球温暖化対策は、自分のできる小さな取り組みから始めることが重要であり、一步一步の積み重ねが大きな成果となって現れるものです。職員におかれましては、事務・事業を実施する上で、本プランの趣旨を十分理解し、一人ひとりの小さな取り組みを大きな輪にしていくよう努力しながら、光市役所の“進化するエコ”を全国に向けて情報発信しましょう。

平成23年（2011年）3月

光市長 市川 熙

目 次

はじめに	2
第1 計画策定の背景と目的	4
1 背景	4
2 目的	4
3 上位計画の理念等	4
第2 第1期エコオフィスプランの結果・分析	5
1 温室効果ガスの総排出量の状況	5
2 各項目の状況	5
3 分析・課題	8
第3 基本事項	9
1 計画の期間	9
2 計画の対象	9
3 温室効果ガス排出量の算定方法	10
4 削減目標	10
5 計画の位置付け	12
第4 基本方針	13
第5 取組みの基本方向	14
1 項目別の削減内容	14
2 建築物の建築にあたっての環境への配慮	21
3 職員が自主的に取り組む環境保全活動	22
4 職員の取組みを促すための方策	22
第6 推進・点検体制及び進捗状況の公表の方向性	23
1 推進・点検体制	23
2 職員に対する研修等	24
3 計画及び計画の実施状況の点検と公表	24
計画の推進・公表・点検体制図	25
対象施設一覧	26

第1 計画策定の背景と目的

1 背景

1997年（平成9年）京都にて気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）が開催され、温室効果ガスの総排出量を第1約束期間の2008年から2012年の間に1990年（平成2年）レベルから削減することを定めた京都議定書が採択されました。

わが国は京都議定書の削減目標を6%とし、これを達成するために「地球温暖化対策の推進に関する法律」を定め、削減に向けた具体的な取組みを講じることとなりました。また、2005年（平成17年）に策定された「京都議定書目標達成計画」では、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の導入により、排出抑制対策における効果のチェックとその結果を踏まえた新たな取組みを求められています。

そして、京都議定書の第1約束期間がスタートした2008年（平成20年）には「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、温室効果ガスの排出量削減のための取組みをより一層進めることとなりました。この法律では、地方公共団体の全ての事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出等を抑制するための措置に関する実行計画の策定が義務付けられています。

こうした動向を踏まえ、本市においても平成22年度で計画期間が終了する「光市エコオフィスプラン（第1期）」を改定し、第1期の達成状況を踏まえた「光市エコオフィスプラン（第2期）」を策定します。

2 目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき、本市の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制の措置を講じることにより、地球温暖化対策の推進を図ります。

3 上位計画の理念等

●光市総合計画

都市の将来像 「人と自然がきらめく 生活創造都市」
まちづくりの基本理念 「共創と協働で育む まちづくり」

●自然敬愛基本構想

基本理念 「自然の創造と保全～次世代へ引き継ぐために」

●光市環境基本計画

目指すべき環境像 「人と自然がきらめく美しいまち ふるさと“ひかり”」

第2 第1期エコオフィスプランの結果・分析

1 温室効果ガスの総排出量の状況

(単位：kg-CO₂)

	17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度	21年度
総排出量	7,787,130	7,482,937	7,599,710	7,390,218	7,309,856
基準年度比 削減率	—	-3.9%	-2.4%	-5.1%	-6.1%
(内訳)					
二酸化炭素	7,777,191	7,473,234	7,589,658	7,380,303	7,300,258
メタン	462	462	467	443	431
一酸化二窒素	9,477	9,241	9,585	9,472	9,167

温室効果ガスの総排出量は減少傾向にあり、本プランの最終目標値としている基準年度比6%削減を平成21年度に達成しました。

温室効果ガス総排出量の約70%は電気の使用が占めています。

2 各項目の状況

(1) 電気使用量

(単位：kWh)

	17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度	21年度
総使用量	14,058,918	13,727,530	14,092,249	13,771,780	13,740,917
基準年度比 削減率	—	-2.4%	0.2%	-2.0%	-2.3%

温室効果ガス総排出量の約70%を占める電気の使用量は、削減はしているものの基準年度と比較して2%の削減率にとどまっています。

電気機器等の需要量の増加が削減の進まない要因の1つと考えられます。

(2) 水道使用量

(単位：m³)

	17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度	21年度
総使用量	274,514	258,149	260,778	257,578	232,329
基準年度比 削減率	—	-6.0%	-5.0%	-6.2%	-15.4%

水道の使用量は、基準年度に比べ、15.4%、約42,000m³を削減しています。
本庁舎や学校、病院施設において削減量の約77%、32,500m³を削減しています。

(3) 燃料（ガソリン・灯油・軽油・A重油）使用量

(単位：ℓ)

	17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度	21年度
総使用量	839,645	784,883	776,854	740,270	732,519
基準年度比 削減率	—	-6.5%	-7.5%	-11.8%	-12.8%
(内訳)					
ガソリン	85,674	83,689	84,063	81,561	82,574
(基準比)		(-2.3%)	(-1.9%)	(-4.8%)	(-3.6%)
灯油	70,626	67,593	63,299	56,754	43,296
(基準比)		(-4.3%)	(-10.4%)	(-19.6%)	(-38.7%)
軽油	50,625	50,721	52,452	50,065	50,969
(基準比)		(0.2%)	(3.6%)	(-1.1%)	(0.7%)
A重油	632,720	582,880	577,040	551,890	555,680
(基準比)		(-7.9%)	(-8.8%)	(-12.8%)	(-12.2%)

燃料の使用量は、基準年度に比べ、12.8%削減しています。

自動車の使用燃料としてのガソリンや軽油の削減率は伸び悩む反面、灯油やA重油は大幅に削減しています。これらの燃料は暖房器具に使用する燃料でもあり、気象条件によっても左右されるものと思われます。

(4) LPG 使用量

(単位：m³)

	17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度	21年度
総使用量	37,065	34,878	34,824	33,106	27,510
基準年度比 削減率	—	-5.9%	-6.0%	-10.7%	-25.8%

LPGの使用量は、基準年度に比べ、25.8%削減しています。

塵芥収集車（ガス車）の廃車や病院施設での削減が大きな要因で、削減量の約40%を占めています。

(5) 廃棄物（オフィス可燃ごみ）排出量

(単位：袋)

	17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度	21年度
総排出量	35,591	32,195	28,420	24,974	24,174
基準年度比 削減率	—	-9.5%	-20.1%	-29.8%	-32.1%

可燃ごみ袋は、基準年度に比べ約32%、11,400袋削減しています。

庁内文書の電子化やミスプリントの防止、使用済み用紙の裏面利用の徹底などにより、大幅に削減しています。

(6) 事務用品（用品調達基金）のグリーン製品購入状況

	18年度	19年度	20年度	21年度
購入率	78%	80%	83%	88%

グリーン製品の購入率は年々増加していますが、購入に際してのさらなる取り組みが必要です。

3 分析・課題

第1期光市エコオフィスプランでは、温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成17年度）に比して平成22年度に6%削減する目標を掲げていましたが、平成21年度実績値においてこの目標を達成しています。

項目ごとでは、灯油やA重油、LPGの燃料使用量及び水道使用量ではそれぞれ削減目標とする6%を大幅に超える削減量となっていますが、電気や車両燃料となるガソリン、軽油では目標を下まわる低水準で横ばい状態となっています。

今後は、温室効果ガス総排出量の約70%を占めている電気使用量の削減が大きな課題です。

全体的な削減要因として、次の点が挙げられます。

- (1) 職員の環境意識の向上
- (2) 公用車の更新時における低燃費車、小型車の導入
- (3) 設備改修における省エネ機器の導入
- (4) 合併以後の事務・事業の見直し
- (5) 気象条件に伴う、暖房用燃料の減少

事務・事業の遂行には必ずエネルギー消費を伴います。特に電気の需要は今後ますます増大することが見込まれます。職員の環境意識のさらなる向上や省エネ機器への更新などによる「省エネ」活動を推進するとともに、今後は太陽光発電などの「創エネ」の視点を加えることで、化石燃料によるエネルギー消費の削減に取り組んでいく必要があります。

第3 基本事項

1 計画の期間

基準年度：平成21年度
実施期間：平成23年度から平成27年度まで（5年間）
目標年度：平成27年度

市が自ら行う事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量に関する数値目標の基礎となる活動量把握の基準年度を平成21年度とします。

また、実施する期間は実施初年度を平成23年度、目標年度を平成27年度とした5年間とします。

2 計画の対象

(1) 対象範囲

市が行う事務・事業の全て

市が事業者・消費者としての立場で、経済活動の主体として自ら行う事務・事業の全てを計画の対象とします。さらに、外部に委託して実施する公共工事等についても、本プランの趣旨を踏まえ、可能な限り環境負荷の低減につながるよう努めます。

(2) 対象施設

本庁及び全ての出先機関

計画の対象範囲は、本庁及び全ての出先機関とし、公営企業である病院局・水道局も対象範囲に含みます。

ただし、一部事務組合などの「温暖化対策の実行計画」の策定義務主体については、本プランの対象サイトには含みません。

また、指定管理者など外部への請負や委託（施設の管理運営を含む。）により実施している事業は、対象外とします。

(3) 対象となる温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)

排出量を算定する温室効果ガスは、法律に基づく6種類のうち二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。

ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄については排出量が極めて少なく、把握が困難なため対象外とします。

3 温室効果ガス排出量の算定方法

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{項目ごとの活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

(二酸化炭素換算) (使用量)

※本プランにおける排出係数及び地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定する係数とします。なお、本プランの期間中において施行令の改正により各係数が変更されても、経年比較を検証するため変更はしません。

《排出係数》

項目	単位	排出係数
ガソリン	ℓ	2.32
灯油	ℓ	2.49
軽油	ℓ	2.58
A重油	ℓ	2.71
LPG	kg	3.00
電気	kWh	0.555

4 削減目標

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

目標年度である平成27年度に市が自ら行う事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の削減目標を5%とします。また、各年度の目標値は次のとおりです。

年度	総排出量 (kg-CO ₂)	対平成21年度比
平成21年度(基準年度)	9,739,393	—
平成23年度	9,641,999	▲1%
平成24年度	9,544,605	▲2%
平成25年度	9,447,211	▲3%
平成26年度	9,349,817	▲4%
平成27年度	9,252,423	▲5%

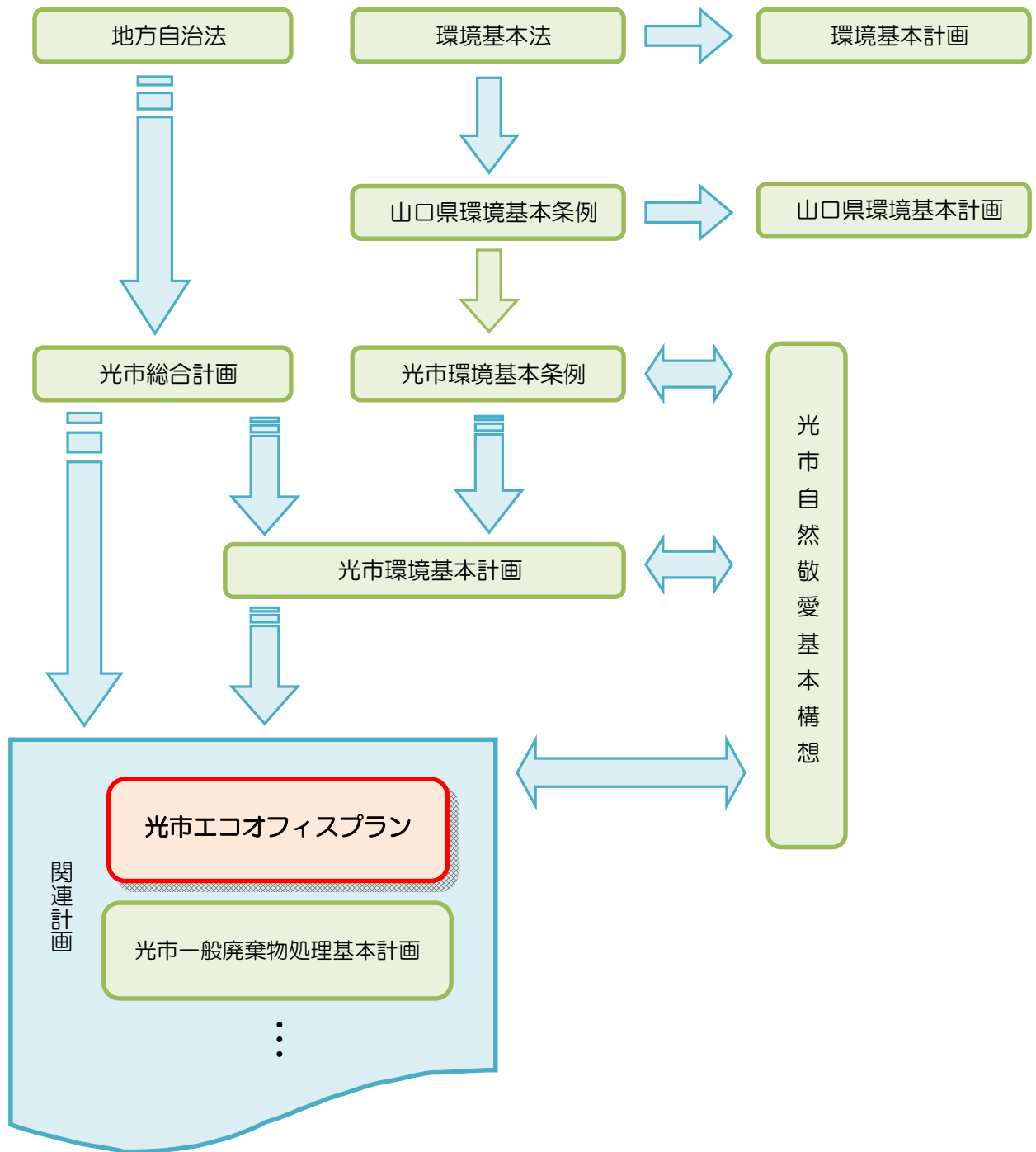
※基準年度となる平成21年度総排出量は、前述の排出係数によって算定しているため、第1期の排出量とは一致しません。

(2) 個別の数値目標

温室効果ガスの総排出量を削減するための個別項目の使用量の削減目標を温室効果ガスの総排出量に関する目標に準じて5%とします。また、各年度の削減目標は、同様に1%とします。

項目	基準年度の使用量 ※廃棄物は排出量	目標	目標値	削減量
電気使用量	13,740,917kWh	▲5%	13,053,871kWh	687,046kWh
水道水使用量	232,329 m ³	▲5%	220,772 m ³	11,620 m ³
燃料使用量	732,519ℓ	▲5%	695,892ℓ	36,626ℓ
LPG使用量	27,510 m ³	▲5%	26,135 m ³	1,375 m ³
廃棄物排出量 オフィス可燃ごみ	24,174 袋	▲5%	22,965 袋	1,209 袋

5 計画の位置付け



第4 基本方針

わたしたちは、豊かな自然から多くの恵みを受け、健康で文化的な生活を営んできました。先人から受け継いだ自然を後世に引き継ぐため、全国に先駆けて「光市自然敬愛都市宣言」を行い、環境基本条例を制定し、これらを具現化するため環境基本計画を策定しています。

これらを踏まえ、光市として、事務・事業を行う上での環境負荷の低減に率先して努めていかなければなりません。そのためには、職員一人ひとりの環境への認識を高め、一人ひとりが取り組み、積み重ね、職場や家庭、地域へと輪にしていくことが環境問題を解決していく近道だと考えます。

取組みにあたっては、職員の取組みのソフト面に加え、施設や設備の導入においては、省エネ型設備の導入や再生可能なエネルギーを活用した設備の導入といったハード面の充実も欠かせません。特に、光市は日照時間が全国的にもトップレベルであるという特徴を生かし、太陽光発電システムの導入を積極的に図っていくことも重要です。

このように、ソフト、ハード両面により、第1期の結果の分析を踏まえ、第2期の目標値を達成するため、次の基本方針に沿って事務事業を進めます。

1 職員の取組み

エコオフィスづくりには職員の積極的な環境への取組みが欠かせません。職員の取組みを促すための環境作りに努めます。

2 環境整備

職員の活動だけでなく、施設・設備の環境整備の面においても省エネ化を図るとともに再生可能なエネルギーの導入を積極的に進めます。

以上のことを踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

TAKE ACTION  ECO WORK

～ さらに進めるエコリユーション!! ～

※「エコリユーション」とは、エコロジー（環境）、エコノミー（節約）、エボリユーション（進化）をミックスした光市オリジナルの造語です。

※この基本理念には、自分にできるエコ、何か“ひとつ”始めてみよう！ みんなのひとつを“輪”にしよう！ “光市の進化型エコ”を情報発信しよう！という意味を込めています。

第5 取組みの基本方向

1 項目別の削減内容

温室効果ガスの削減を中心に環境への負荷を低減するため、事務・事業を行うにあたって職員一人ひとりが自覚を持ち、日常的に配慮すべき行動項目を分野ごとに示します。

なお、各項目の削減目標は、平成27年度の使用量を平成21年度の使用量と比較した数値です。

電気の使用量削減

市役所における温室効果ガスの最大排出源は、電気によるエネルギー使用となっています。購入や更新の際にエネルギー消費の少ない機器を選択するとともに必要最小限の電気機器や照明機器の使用に努めます。

目標：5%削減します。

(1) 電気機器の使用管理

- ア 節電モードの徹底
- イ 待機電力の削減
- ウ 昼休み、空席時のパソコン電源オフ
- エ パソコンの電源オプションの見直し
- オ 個別冷暖房機器の使用自粛
- カ マイボトルの持参
- キ 冷蔵庫、電気ポットの共用促進による台数削減
- ク 省エネ型電気機器の導入

スクリーンセーバーは、
省エネ???

スクリーンセーバーは、パソコンを一定時間操作しないと、自動的にパソコン画面の表示を変えたり、不規則に動く画像を表示させたりし、キーボードやマウスに触れると元の状態に戻す機能を持ったソフトウェアです。

きれいなので、設定している人も多いですが、実際には、消費電力は下がりません。特に3Dのスクリーンセーバーは、描画処理にCPUパワーを多く使うため、パソコンを操作していないのに、かえって消費電力があがるものもあります。

なるほど。

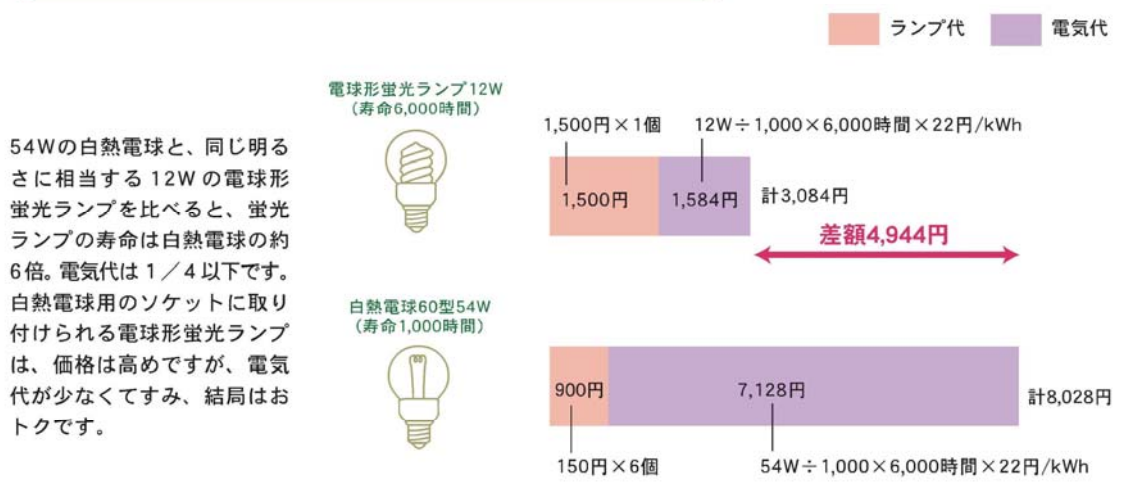


省エネルギーセンター『家庭の省エネ大辞典』より

(2) 照明機器の使用管理

- ア 始業時の点灯、昼休み・終業時の消灯の徹底
- イ 自然光の活用による点灯箇所の削減
- ウ 時間外勤務の削減（業務効率等の検討）
- エ ノー残業デーの徹底
- オ 庁内一斉消灯日（ノー残業デー）の実施
- カ 時間外勤務時のスポット照明の徹底
- キ 利用のない部屋（部分）のこまめな消灯
- ク 園児（児童・生徒）降園（下校）後の保育室（教室）の早め消灯
- ケ 施設利用者への節電の呼び掛け
- コ 省エネ型照明器具の導入

電球形蛍光ランプと白熱電球のコストをくらべると…



省エネルギーセンター『家庭の省エネ大辞典』より

燃料の使用量削減

業務を行う上で移動用具の使用は不可避です。だからこそ、燃料の消費をエコドライブの励行や庁用自転車の使用によって削減に努めます。

また、クールビズやウォームビズの励行、ブラインドやカーテンの活用によって冷暖房をはじめとするガス・石油類の使用削減に努めます。

目標：5%削減します。

(1) 自動車の使用管理

- ア エコドライブの推進（急発進、急加速、急ブレーキの抑制）
- イ アイドリングストップの徹底
- ウ 不要な荷物の不積載
- エ 近距離移動は庁用自転車の利用（チャリンジ事業の推進）
- オ こまめな点検（空気圧のチェックなど）
- カ 外出機会をまとめる等の工夫
- キ 公用車の相乗り促進
- ク 業務の効率化を図り、公用車の不要な運行の抑制
- ケ 低公害車・低燃費車（EV、HV、PHV）の積極的導入



省エネルギーセンター『家庭の省エネ大辞典』より

(2) ガス・重油・灯油・LPG の使用管理

- ア 空調機器使用の管理徹底
- イ 空調機器の早めのオフ
- ウ 室温管理の徹底
- エ フィルター掃除の徹底
- オ ボイラーの保守管理の徹底
- カ クールビズ、ウォームビズの徹底
- キ ブラインド、カーテンの活用
- ク 緑のカーテンの活用
- ケ 屋上や外壁、窓ガラスの遮熱施工



省エネルギーセンター『家庭の省エネ大辞典』より

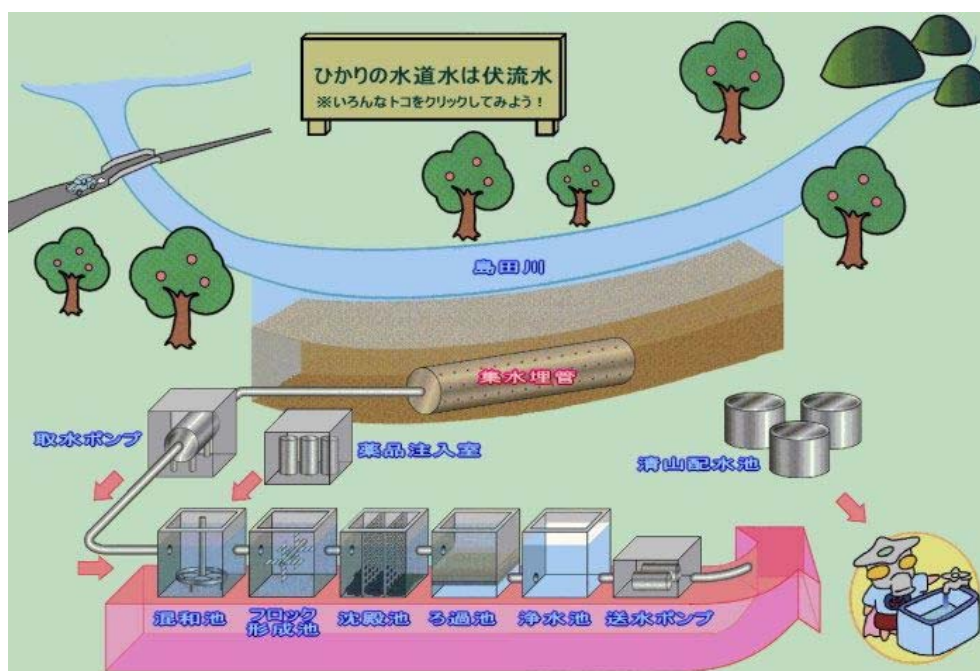
水道の使用量削減

上水・下水ともに処理に多くのエネルギーが費やされます。節水の励行は、上水だけでなく下水の処理量削減に直接繋がるため使用管理の徹底に努めます。

目標：5%削減します。

(1) 水の使用管理

- ア トイレの音消し流しの禁止（トイレ用擬音装置の設置）
- イ 手洗い時、食器洗浄時の節水
- ウ 節水器具の導入
- エ こまめな点検による漏水の早期発見
- オ トイレの手洗い器自動水栓化
- カ 雨水利用設備の導入



水処理には膨大なエネルギー（電気）が使われています。

廃棄物の発生削減

廃棄物の処理には、多量なエネルギーが消費されると同時に多量の温室効果ガスが発生します。“もったいない”の精神で、分別による適切なリサイクルや修繕による使用期間の延長に努め、循環型社会の推進に努めます。

目標：5%削減します。

(1) リデュース（ごみの発生抑制）の推進

- ア 詰め替え製品の購入
- イ 製品の修繕
- ウ マイバッグ、マイ箸、マイカップ、マイふろしき等の利用

(2) リサイクル・リユースの推進

- ア シュレッダーによる用紙のリサイクルの推進
- イ 紙製容器のリサイクルの推進
- ウ ごみ分別の徹底
- エ 廃棄・遊休品の活用

「紙製容器包装」は大切な資源

紙製容器包装は、リサイクル可能であるにもかかわらず、多くが焼却処分されています。

紙製容器包装は、捨てればごみですが、回収することで資源として生まれ変わります。

紙製容器包装のリサイクルにご協力をお願いします。

「紙製容器包装」とは



この識別マークが目印です。

商品の容器や包装で、主として紙製のものです。

紙袋、紙製の箱（ティッシュの箱、くすりの箱、日用品の箱など）、包装紙など、日常生活の中で結構多くあります。



環境に配慮した用品の購入と使用

市役所では、用紙をはじめ多量の物品が消費されます。エコマークや森林認証制度などの環境ラベリング制度を活用してグリーン購入に取り組み、環境への負荷が軽減された製品の購入・使用に努めます。

(1) グリーン購入の推進

- ア 環境ラベリングの制度と種類の周知
- イ エコマーク用品の使用
- ウ 森林認証制度により作製された再生紙の使用

(2) 用紙の使用量削減

- ア 印刷プレビュー、ドキュワークスの活用による印刷ミスの削減
- イ 両面印刷、まとめ印刷、縮小印刷などの印刷の工夫
- ウ 裏面使用（チェック用、メモ用紙用）
- エ メール利用による文書削減
- オ 庁内文書電子化（電子決裁）の推進

グリーン購入とは？

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。



2 建築物の建築にあたっての環境への配慮

公共施設等の建設工事は、その事業活動そのものが環境へ大きな影響を与えます。したがって、環境基本計画に掲げる「環境配慮指針」に基づき、設計・施工段階から修理・解体段階までの各段階において、エネルギー消費の抑制、自然エネルギーの有効利用、リサイクルの推進、自然環境との調和を基本として、環境負荷の少ない建築物の建築を推進します。

なお、この取組みは全ての公共工事を含みます。

(1) 環境に配慮した設計の推進

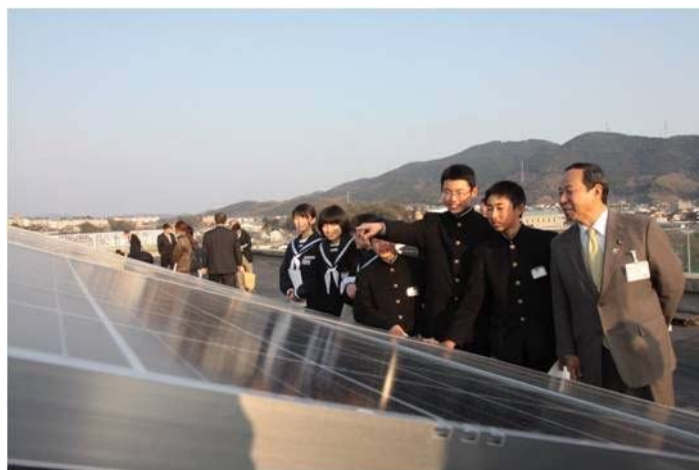
- ア 周囲の自然環境及び景観に調和した構造や色彩
- イ 緑化の推進
- ウ 太陽光発電などの新エネルギーの活用
- エ 採光、風通しを考慮した省エネ型施設
- オ 省エネ型の空調、照明の導入
- カ 建築構造の断熱化
- キ 適正な処理施設の設置による大気、水質汚染の防止

(2) 環境負荷の少ない工事の徹底

- ア 低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械の採用
- イ 車両や機械の使用に際してのエコドライブ等の効率的使用
- ウ 粉じん、ばい煙の飛散防止、悪臭発生抑制、廃水の適正処理

(3) 再生材、建設副産物及び廃棄物

- ア 木材チップ、再生砕石、再生合板などの採用
- イ コンクリート塊、木材、金属くずの再利用化
- ウ 建設廃棄物の減量に努めるとともに、マニフェストによる管理の徹底



学校に設置された太陽光発電システム

3 職員が自主的に取り組む環境保全活動

第1期のプランでは、自ら行う事務・事業として取り組むだけでなく、生活者、消費者としての立場で、職員が自主的に取り組む環境保全活動を推進してきました。

この活動は温室効果ガスの総排出量の算定対象にはなりません。職員が率先して取り組むことにより、職場だけでなく、家庭、地域での環境保全に生かされます。

第2期のプランでも、引き続き次の取組みを行います。

- 近距離通勤職員のマイカー通勤の自粛
- 職員ノーマイカー通勤運動
- 庁舎近辺の環境美化に努める環境美化推進デー



4 職員の取組みを促すための方策

職員への環境への取組みを進めていくには、職員一人ひとりがエコ活動を義務として行うのではなく、楽しみながら進めていくことが大切です。そのためのインセンティブとなる制度や結果が見える取組みを行います。

また、月に1回、「職員環境の日」を設定し、職員ノーマイカー通勤運動や環境美化推進デーなどの取組みをまとめて実施することで、職員への環境意識を高める工夫をします。そのほか、各取組みについては、職員に対する定期的な啓発を行います。

- 庁内版エコポイント制度
- 数値の見える化
- 職員環境の日の設定
- 各取組みについての意識啓発

第6 推進・点検体制及び進捗状況の公表の方向性

1 推進・点検体制

エコオフィスプランを着実・効果的に推進するため、環境管理の国際規格（ISO 14001）の環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、計画策定（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を基本とした継続的改善システムに基づく推進・点検体制を整備します。

具体的には、各部局長を実行部門長として、各課等のエコオフィス推進責任者（各課等の長等）とエコオフィス推進員を中心に職員一人ひとりがエコマインドを向上させるとともに、自覚をもって着実にエコオフィスプランを実践していきます。

なお、計画の見直しについては、エコオフィス推進部長会議を活用します。

（1）エコオフィス推進部長会議

エコオフィス推進部長会議は、エコオフィスプランの策定・推進母体として、計画の策定と点検結果などを踏まえた見直しを行います。

（2）実行部門長

各部局長は、エコオフィスプラン実行部門長としてエコオフィス推進責任者を統括し、所管各部局における計画を推進します。

（3）エコオフィス推進責任者

各課等の長等は、エコオフィス推進責任者として各職場における計画の推進のため、以下の役割を担います。

ア 各課等の職員へのエコオフィスプランの周知及び取組みの徹底

イ エコオフィス推進員（係長等・1名以上）の選任及び職場の実情に応じた適切な推進体制の整備

ウ 各課等での独自の取組みの検討・推進

エ エネルギー使用量などの数値把握と管理及び四半期ごとの実行部門長並びに環境政策課への報告

オ エコオフィスプランの実施状況・効果・問題点などの日常的な把握

カ 点検調査等への協力

（4）エコオフィス推進員

各職場で選任されたエコオフィス推進員は、計画の推進・職場のエコマインド向上などで中心的な役割を果たします。

2 職員に対する研修等

エコオフィスプランを実効性のあるものにするためには、職員一人ひとりの自覚と着実な取り組みが必要です。そのため、環境分野の職員研修の積極的な実施・環境保全についての情報提供などを推進して職員のエコマインドの向上を図るとともに、職員からのアイデア・提案を検討し、計画の豊富化に努めます。

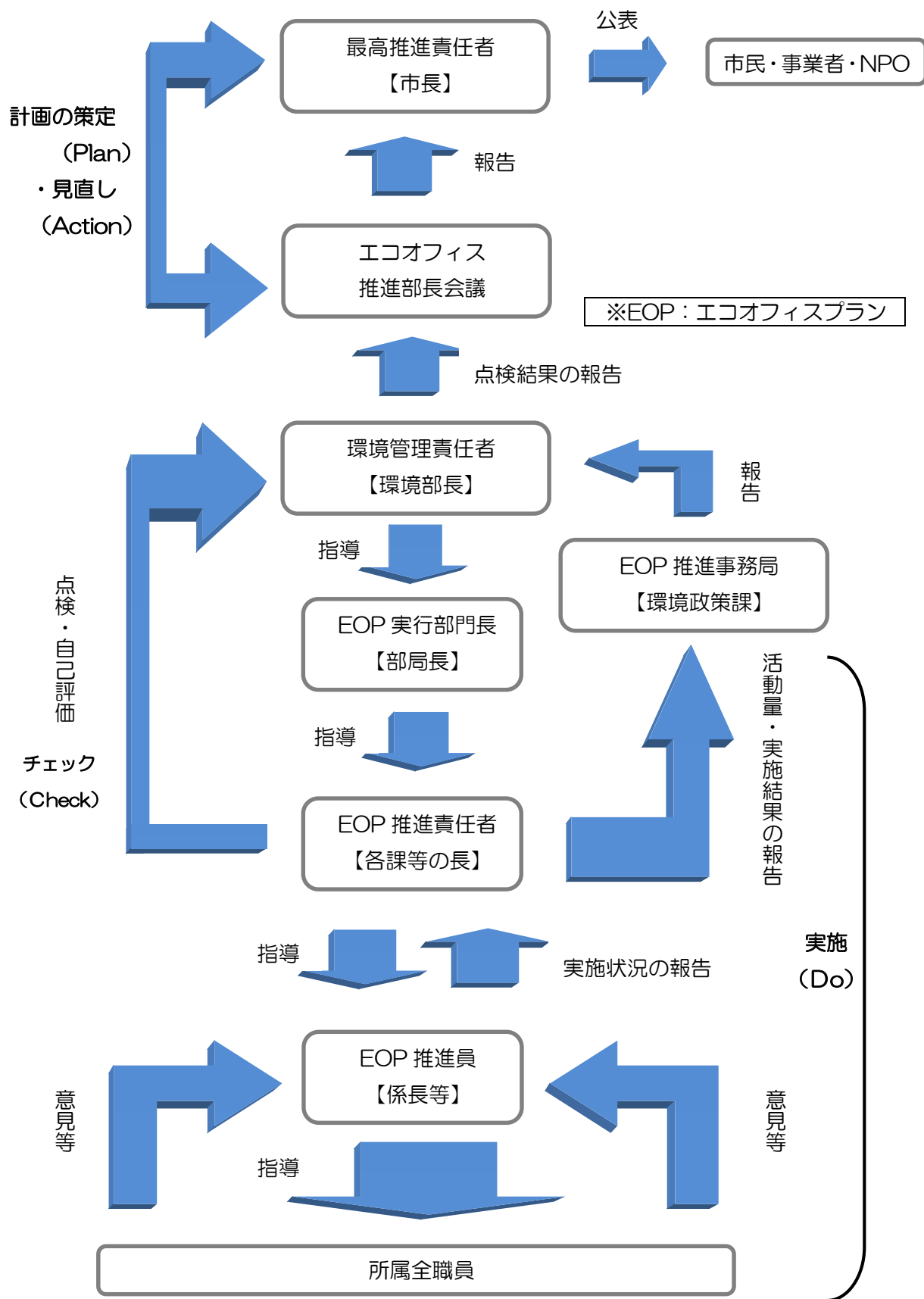
また、職員ノーマイカー通勤運動などの取り組みを進めるとともに、地域の環境保全活動への積極的な参加など、全職員が地域・家庭でも率先して環境保全行動を実践していきます。

3 計画及び計画の実施状況の点検と公表

計画及び見直しを行った計画は、市ホームページや情報公開総合窓口等で公表します。

また、毎年度、計画の進捗状況・実施結果について点検・把握し、同様に公表していきます。

計画の推進・公表・点検体制図



対象施設一覧

部 局	課	施 設
国体推進部	国体推進課	事務所
総務部	総務課	本庁舎
市民部	人権推進課	あさえふれあいセンター（光隣保館）
		三輪福祉会館
	地域づくり推進課	地域づくり支援センター
		室積公民館
		伊保木公民館
		牛島公民館
		光井公民館
		島田公民館
		中島田公民館
		浅江公民館
		三島公民館
		周防公民館
		大和公民館
		塩田公民館
		束荷公民館
	出張所	室積出張所
		牛島出張所
		浅江出張所
		三島出張所
		周防出張所
大和支所	住民福祉課	大和支所
環境部	環境政策課	虹ヶ丘測定局
		丸山団地測定局
		室積測定局
		西部墓園
		大和あじさい苑
	環境事業課	事務所
		ビーチクリーナー虹ヶ浜車庫
		ビーチクリーナー室積車庫
		牛島焼却炉

		牛島車庫
	下水道課	光井中継ポンプ場
		室積中継ポンプ場
		潤田マンホールポンプ場
		光井マンホールポンプ
		原マンホールポンプ
		室積2マンホールポンプ
		室積3マンホールポンプ
		室積4マンホールポンプ
		魚ヶ辺広場トイレ
	深山浄苑	深山浄苑
福祉保健部	社会福祉課	総合福祉センター
		岩田第一老人憩いの家
		岩田第二老人憩いの家
		岩田老人作業所
		三輪第一老人憩いの家
		三輪第二老人憩いの家
		三輪第三老人憩いの家
		塩田佐田老人憩いの家
		塩田石城作業所
		束荷第一老人憩いの家
		束荷第二老人憩いの家
		束荷老人作業所
		障害者(児)地域支援施設(海浜荘)
		子ども家庭課
	浅江南保育園	
	みたらい保育園	
	大和保育園	
	わかば児童館	
	つるみ幼稚園	
	やよい幼稚園	
	さつき幼稚園	
	児童遊園地	
	健康増進課	大和保健センター

経済部	農業耕地課	休日診療所
		農村婦人の家
		周防多目的集会所
		農産物加工センター
		室積市民農園
		三井市民農園
		虹川ライスセンター
	周南広域農道トンネル	
	水産林業課	宮の脇街灯
	商工観光課	シルバーワークプラザ
		岩田駅
		岩田駅トイレ
		街路灯
		市営バス車庫
		観光トイレ（室積・虹ヶ浜海岸松林内、石城山等）
		海水浴場案内所（室積・虹ヶ浜）
幼児用プール（室積・虹ヶ浜）		
キャンプ場炊飯棟（室積・虹ヶ浜）		
観光案内板照明（虹ヶ浜・小周防）		
建設部	土木課	西の河原川排水機場
		川口水門
		島田市水門
		枝虫川・鳶の子川排水機場
		街路灯
	都市整備課	冠山総合公園
		光駅駐車場（南口管理棟）
		光駅駐車場（北口管理棟）
		光駅前街灯
		岩田駅駐輪場
		虹ヶ丘自転車駐輪場
		都市公園
		高就労詰所
		教育委員会
室積小学校		

	光井小学校
	島田小学校
	浅江小学校
	上島田小学校
	三井小学校
	周防小学校
	岩田小学校
	三輪小学校
	塩田小学校
	束荷小学校
	室積中学校
	光井中学校
	島田中学校
	浅江中学校
	大和中学校
人権教育課	虹川集会所
	汐浜集会所
	昭和会館
	三輪集会所
伊藤公資料館	伊藤公資料館
文化・生涯学習課	石城神社
	野外活動センター（周防の森ロッジ）
	勤労青少年ホーム
	室積サンホーム
	光井サンホーム
	島田サンホーム
	浅江サンホーム
	上島田サンホーム
	三井サンホーム
	周防サンホーム
	三輪サンホーム
	岩田サンホーム
体育課	島田運動広場トイレ
	上島田運動広場トイレ

		周防小学校サブグラウンドトイレ
		スポーツ館
	図書館	図書館
	光学校給食センター	光学校給食センター
	大和学校給食センター	大和学校給食センター
病院局	光総合病院業務課	光総合病院
	大和総合病院業務課	大和総合病院
	介護老人保健施設 ナイスケアまほろば	介護老人保健施設ナイスケアまほろば
水道局	業務課	水道局庁舎
		林浄水場
		西伊保木浄水場
		下林取水場
		大和配水池
		上ヶ原配水池
		高地区配水池
		千坊台配水池
		清山配水池
		観音寺配水池
		大和ポンプ場
		西畑ポンプ場
		上ヶ原ポンプ所
		伊保木ポンプ場
		島田3丁目ポンプ所
		西ノ庄ポンプ所
		光井5丁目ポンプ所
		光井6丁目ポンプ所
千坊台ポンプ所		
五軒屋薬品注入室		